

第1章 地区別防災指針の主旨・考え方

1. 主旨

近年、全国各地で豪雨による土砂災害や河川堤防の決壊等による浸水など、自然災害が頻発・激甚化し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。木更津市においても、最近では、令和元年台風15号及び19号や令和4年7月15日の大雨による被害がありました。

災害による被害の発生を未然に防止し、あるいは軽減するためには、災害に強靱な地域づくりのための施策を進めるとともに、防災に関する調査・研究・観測を通じた最新の科学的知見を反映した防災対策の取組みが重要です。また、市民が自助力を向上させ、平時及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をするなど、事前防災の浸透が重要です。そのため、「事前防災」に力点を置いた地区別防災指針（以下「本指針」という）として整理します。本指針は、地区によって災害リスクが異なることから、きめ細かい防災・減災対策として、本市を15地区に区分して、地区別の指針として整理しています。なお、発災以降の対応は、木更津市地域防災計画で対応することとします。

また、令和3(2021)年3月に策定した木更津市立地適正化計画において設定している居住誘導区域・都市機能誘導区域では、一部の地域に浸水等の可能性があるものの、防災・減災対策を講じながら、居住誘導と都市機能の集積により人口密度を高める区域であることから、両誘導区域のリスク軽減につながる指針として整理します。

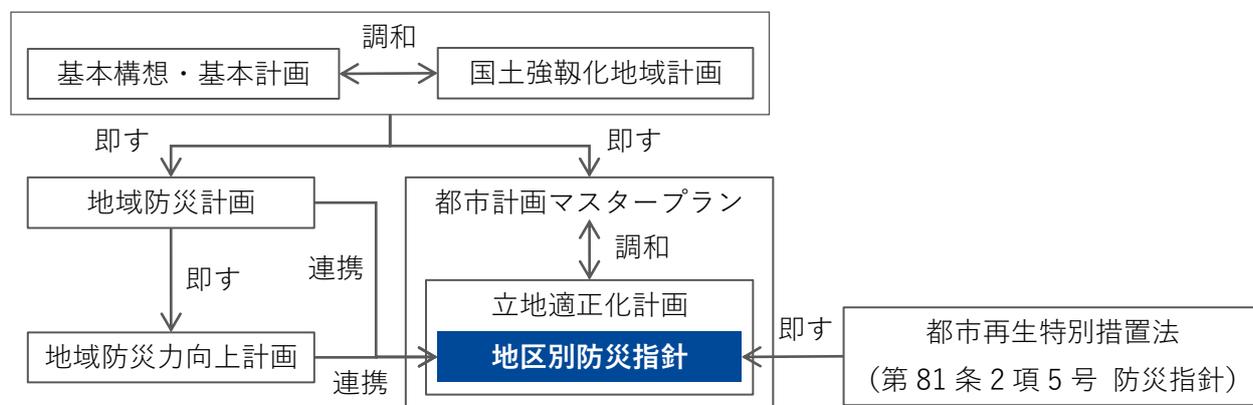
特に水災害と土砂災害については、都市再生特別措置法第81条2項5号に位置づけられる「防災指針」と「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）＜防災指針の検討について＞」の考え方に沿って検討・整理しています。

[参考] 防災指針（都市再生特別措置法第81条2項5号）

居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針

2. 本指針の位置づけ

本指針は、基本構想・基本計画と国土強靱化地域計画のもと、地域防災計画や地域防災力向上計画、都市計画マスタープランと連携した立地適正化計画の一部として位置づけます。



3. 計画期間

本指針は、立地適正化計画の一部であることから、令和12(2030)年度までを計画期間とします。ただし、社会情勢や施策の進捗状況等に応じて、適宜、修正と更新を検討します。